

# JARI-RB 審査ニュース

第144号  
[2009年3月15日]

財団法人 日本自動車研究所  
審査登録センター (JARI-RB)

## 初回登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0777	2009. 2. 13	希望の里ホンダ株式会社	原動機及び輸送用機械器具、農機具、その他、原動機を利用した機械器具の部品の製造
JAER0778	2009. 2. 20	株式会社金剛製作所	自動車用溶接部品の製造

## 更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0156	2009. 2. 27	田中精密工業株式会社※	自動車・オートバイ・汎用機等の金属部品の製造 ・婦中製造部 製造3BLの拡大
JAER0157	2009. 2. 27	三菱自動車エンジニアリング株式会社	自動車製造業に関連するエンジニアリング業務全般
JAER0158	2009. 2. 27	八千代工業株式会社 鈴鹿工場	サンルーフ、フューエルタンク、インストルメントパネル、 バンパー、バックパネル等の自動車部品製造
JAER0159	2009. 2. 27	愛知太陽の家	コンビネーションメーター、フューエルセンター等自動車用 部品の製造及び障害者の自立支援
JAER0160	2009. 2. 27	ダイハツ工業株式会社 本社(池田)工場	自動車の製造
JAER0161	2009. 2. 27	クミ化成株式会社	自動車及び通信機器用各種樹脂部品の設計、製造、開発
JAER0439	2009. 2. 23	株式会社日下歯車製作所 本社工場	自動車用部品及びその他歯車部品の製造
JAER0440	2009. 2. 23	株式会社ワイス 本社・舞台工場・御殿場工場	自動車部品の製造(排気管・燃料タンク・シートフレーム 他)
JAER0441	2009. 2. 23	株式会社ジーエスエレテック	自動車用部品、電気機械器具の製造
JAER0691	2009. 2. 10	東北シール工業株式会社	自動車・産業用等のオイルシール製造
JAER0692	2009. 2. 24	有限会社ワコー商事	廃棄物の収集運搬及び中間処理

**拡大登録（環境）**

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0337	2009. 2. 27	茨城トヨペット株式会社	竜ヶ崎出し山店、ひたち野うしく店の拡大

**初回登録（品質）**

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0175	2009. 2. 24	株式会社ムツミ	自動車部品、事務機器部品、産業用機械部品等の製造

**更新登録（品質）**

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0041	2009. 2. 25	株式会社 五関製作所	自動車用、建築用金属製品の製造及び金型の設計、製造

※登録組織の拡大を含む

登録情報の詳細はJARI-RB ホームページ（URL : <http://www.jari-rb.jp/>）をご参照下さい。

**昼食代金の清算金額見直しについて**

当審査登録センターでは、審査時の審査要員等の昼食代金は審査要員等の自己負担とし、その場でのお支払いが難しい場合は、費用ご請求の際に1食あたり定額の1,500円で清算させて頂いておりました。この清算金額は、2009年4月1日以降から1食あたり1,000円に変更させて頂きます。

真に勝手とは存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**環境関連法規等の動き (09/1/23~09/2/19)****エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正案に対する意見募集について**

(経済産業省 : 2009. 02. 19)

意見募集期間 : 2009. 02. 19 - 2009. 03. 20 施行予定日 : 2009. 04. 01

**1. 【基本方針】の改正案の概要**

- ①工場を【工場、又は事務所その他の事業場（以下単に工場等という）】とする。
- ②エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を追加する。

**2. 【施行規則】の一部を改正する省令案の概要**

- ・特定事業者のエネルギーの使用の状況に関する届出：使用状況届出書は毎年度5月末日まで。
  - ・エネルギー統括管理者の選任：事由発生時は停滞なく選任。原則兼任禁止。所在地管轄の経済産業局長の承認ある場合はエネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者もしくはエネルギー管理員から選任可。
  - ・エネルギー統括管理者の選任及び解任の届出：選任または解任があった日の最初の7月末日まで。
  - ・エネルギー管理企画推進者の選任：事由発生時は6月以内に選任。原則兼任禁止。許可時は選任可。エネルギー管理企画推進者には資質向上の講習必須。
  - ・中長期計画書の提出：毎年度7月末日まで。
  - ・定期報告書の提出及び記載事項：毎年度7月末日まで提出、記載事項は小委員会とりまとめに基づく。
  - ・特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出：毎年度5月末日まで。
- 経過措置：エネルギー使用状況届の提出期限について、平成22年度は期限を延長する経過措置を設ける。

「作業環境評価基準の一部を改正する件（案）」等に関する意見の募集について

(厚生労働省：2008.1.23)

意見募集期間：2009.01.23 – 2009.02.21, 施行期日・適用日：2009.04.01

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3が改正され、『ニッケル化合物』及び『砒素及びその化合物』が特定化学物質の第二類物質とされたことにより4種の関連法令も見直しされた。

## 1. 作業環境評価基準に係る管理濃度の改正：【13種類を見直し】

## 2. 規則予防規則の改正

①特定化学物質障害予防規則（第二類物質関係）の改正：【22種類を見直し】。

②鉛則第30条及び鉛中毒予防規則第32条第1項鉛中毒予防規則：【0.05mg/m<sup>3</sup>以下】。③石綿障害予防規則（第16条第1項第4号及び第17条第1項）に係る局所排気装置の性能要件等（抑制濃度）：【空気1cm<sup>3</sup>当たりに占める石綿の5μm以上の纖維の数は0.15以下】。

## 3. 作業環境測定基準に係る測定方法及び検知管方式による測定機器の改正

## 4. その他作業環境測定基準の一部改正関係

作業環境測定士規程第2条の屋内作業場の騒音の測定機器：【等価騒音レベルを測定できる機器】。

「平成19年度の土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査結果」のお知らせ (環境省：2009.01.30)

## 1. 調査方法概要：

環境省は都道府県及び政令市を対象に、土壤汚染対策法の施行状況、都道府県・政令市が把握している土壤汚染の調査・対策事例等について調査を実施。

## 2. 平成19年度結果の状況：

①対策法に基づく土壤汚染状況調査結果の報告件数：243件（平成19年度末までの累計946件）。昨年度と比べてやや減少。指定基準を超過して指定区域にされた件数：81件（累計270件）で年々増加。

②対策法の対象外を含め都道府県及び土壤汚染対策法の政令市が把握した調査事例件数：1,371件。  
超過事例（指定基準又は土壤環境基準に適合しないことが判明した事例）：732件、事例数も年々増加。グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)に対する意見募集の結果について (環境省：2009.02.13)

概要：コピー用紙の原料は古紙を最優先利用し、各製紙会社の環境配慮への技術力及び消費者の要求品質に応じて、森林認証材、間伐材、未利用材等、環境に配慮した原料も限られた利用できるようにする。

1. 白色度及び坪量（紙の単位面積当たりの重量）を加えた総合評価指標を導入し、総合評価指標の計算式に、各指標の数値を代入して算出し、一定以上のポイントに達した製品が特定調達物品等になる。

2. 特定調達物品等の平成21年の総合評価指数は70ポイント以上、22年以降は80ポイント以上とする。

「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用に関するガイドライン」の制定を発表 (国土交通省：2009.02.10)

バイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）と軽油との混合率が5%を超える場合、燃料品質の確保に加え、適切な方法により車両改造、点検整備を行わなければ、車両不具合や排出ガス性能の悪化などのおそれがある。このために留意点等のガイドラインを制定。

法規情報

特になし

## 受審者からひとこと

### ISO14001認証取得に当たり

**神星電機株式会社  
環境管理責任者  
取締役 尾崎己喜雄**

#### 1. 会社紹介

当社は、愛知県刈谷市において、クレーンのメンテナンスを主な業務として1960年12月に会社を設立しました。大手自動車メーカーの生産施設であるホイストクレーンのメンテナンス活動を通して、お客様の作業の効率化に貢献しています。

お客様の需要が吊り荷の大型化に伴い、当社も1970年にクレーン製造認可を取得し、大型クレーン製造・施工販売へと、製造からアフターサービスまで一環してご提供できるようになりました。

また、お客様からの要望にお応えするべく、1969年に豊田工場、1982年田原工場を設立。さらに、1995年には豊田工場を上郷町から豊栄町へ移転を行いました。2010年には操業50周年を迎え、環境配慮重視の会社として発展するべく、日々邁進しております。

#### 2. 導入の背景

当社では、設備部門・サービス部門の体制でお客様へサービスを提供しています。お客様からの環境活動の勧めもあり、環境問題への取り組みを3年前から開始しました。

第三者認証の取得は、エコステージからスタートしました。そして継続的な活動も3年目に入る時点で、主要お得意様である自動車メーカーの取り組み状況もあり、地球温暖化現象や廃棄物処理における不法投棄の問題など、環境問題は世の中の大きな関心事になっていることを再認識しました。当社としても社会的責任を果たすべく、トップ判断で「ISO14001認証取得に向けて活動展開すること」を全社員に向けて宣言され、認証取得の方針を展開しました。

#### 3. 認証取得への足取り

環境方針は、「エネルギー使用の低減をはかりCO<sub>2</sub>排出を削減」、「廃棄物の低減及びリサイクルの推進」、「有害物質の管理徹底による環境負荷物質の低減」、「グリーン調達の推進」を掲げました。当社の環境側面については、業務フローを作成して洗い

出しを行いました。また、法令・その他の要求事項などについても、一部を著しい環境側面と特定し、排出物の紙ゴミ・オイル・塗料等の適正な処置や、地域への影響がどれほど有るのかを測定しました。当初は調査に明け暮れ、それが目標・目的へとなっていました。

認証取得を通じて、環境方針、環境マニュアルの運用など、活動を記録し実証する事の難しさを痛感し、今を思うと大変な苦労の続出だったと思います。

#### 4. システム導入のメリット

お客様の環境の枠組みへ参入するため、環境へ配慮のできる会社となるためにISO14001の認証を取得しました。しかし、認証を取得し、管理状況にあっても、社内では不適合と思われる所があり、一つ一つを根強く改善することを従業員に知らせる事から始めました。調査・把握・是正・記録と、管理を継続して行う事の大切さを全従業員に知らせ、意識向上をはかり、事業活動から生ずる環境影響を少ない方向へ導ける環境管理体制を確立しました。

その結果、有害物質の排除など、企業としての責任を再認識できた事は大きい利益だと思います。

#### 5. 今後の活動と取り組み

ISO14001の認証登録ができたとはいえる、スタートラインに立ったようなものです。定期審査に向けてシステムの見直しを行い、一気に高度なレベルまで高めるのではなく、当社が影響を及ぼせる範囲を把握し、システム改訂を進めてレベルアップしていくと考えています。

また、法令・その他の要求への改正にも直ちに対応し、地域との密着するための活動も視野に取り入れ、<有害>から<有益>な環境側面へと捉えることも考慮して社員全員での活動を展開していきます。

最後に、ご教授を頂いた皆様にお礼を申し上げると共に、まだまだ完璧ではない当社の環境管理システムへのご意見等を頂けますよう、この場をお借りしお伝えしたいと思います。



発行所 財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター  
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階  
TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834  
ホームページアドレス <http://www.jari-rb.jp/>  
発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

通巻 第144号 2009年3月15日  
編集人 渉外・業務部 部長 茂木 政則  
印刷所 株式会社 高山  
茨城県つくば市塙崎1887  
送付先変更連絡7ドーム [rb-news@jari.or.jp](mailto:rb-news@jari.or.jp)